

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団ホームページ広告掲載取扱要綱

平成25年4月1日制定
24ACC発第414号
(事務局長決定)
令和6年12月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が運営するホームページへの広告掲載について必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の範囲)

第2条 ホームページに掲載できる広告はバナー広告とし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 財団の公共性およびその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める「風俗営業」または「性風俗関連特殊営業等」に係るもの
- (3) 政治・宗教活動、意見広告、個人的宣伝、誹謗中傷の内容のもの
- (4) 公の秩序、善良な風俗に反するもの
- (5) 法令で禁止され、あるいは法令に抵触する恐れがあるもの
- (6) その他掲載する広告として妥当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、ホームページに掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第3条 広告はバナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地100ピクセル×左右300ピクセル
- (2) 形式 GIF形式、JPEG形式、PNG形式の画像ファイル
- (3) 容量 10KB以内

2 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページ上で、財団が指定した場所とする。

3 広告のデザインおよび色彩等は、財団のホームページのイメージを損なわないものであること。

4 広告は原則として動きや反転のないもので、規格枠の中に収めること。

(広告掲載料)

第4条 広告を掲載する料金は、1ヶ月あたり10,000円とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1ヶ月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告掲載期間中、財団の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、掲載期間を延長することができる。

3 広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として月の1日とする。

4 広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として月の最終日とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載希望月の前月1日又は指定する期限までに、ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は必要に応じて、申込者に対しその企業や団体等に関する書類などの提出を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第7条 理事長は、前条の申込書を受理した時は、第2条の規定に基づき掲載の可否を審査し、ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により申込者へ通知するものとする。

2 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、財団が指定する方法により広告原稿を作成し、掲載希望日の10日前までに提出するものとする。

3 広告の申込みが、財団の定める枠数を超えた場合は、先着順とする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、広告掲載開始月の月末までに、財団が指定する方法より広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 広告掲載料の振込手数料は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の還付)

第9条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告掲載ができなかったとき、あるいは広告掲載内容に著しい誤りがあったときは、広告掲載料の全部または一部を還付することができる。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成は、広告主の負担とする。

3 広告原稿の内容が著作権、その他一切の権利を侵害していないこと、および第三

者の権利の全てにつき権利処理が完了していること。

4 広告原稿の内容が薬事法、不当景品類及び不当表示防止法、その他一切の関連法令に抵触しないこと。

5 第三者から財団に対し、広告原稿の内容に起因して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主は、自身の責任において解決するものとし、当財団は一切責任を負わない事とする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。この場合、広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り消し)

第12条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

(1) ホームページの運営に支障があるとき

(2) この取扱基準に反するとき

(3) 広告主ホームページ等が事前の連絡なく閉鎖などされたとき

(4) その他、理事長が特に必要と認めたとき

(委任)

第13条 この取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が定める。

附 則

1 この取扱要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団ホームページ広告掲載取扱基準(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱の改正は、令和6年12月1日から適用する。